介護老人保健施設美野里介護予防通所リハビリテーション事業所重要事項説明書

令和８年８月１日現在

１．施設の概要

（１）　施設の名称等

法人名	医療法人　明精会
施設名	介護老人保健施設美野里 介護予防通所リハビリテーション事業所
開設年月日	平成１０年　６月１６日
所在地	福島県会津若松市北会津町東小松字南古川１２番地
電話番号	０２４２－５６－５０００
ファックス番号	０２４２－５６－５００４
管理者名	医　師　　岩　松　　宏
介護保険指定番号	介護保健施設（０７５２４８５０１１号）

（２）　介護予防通所リハビリテーションの目的と運営方針

介護予防通所リハビリテーションは、要支援状態となった場合においても可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した生活を営むことができるよう医学的管理下において、理学療法士、作業療法士及び管理栄養士等により必要なリハビリテーション、筋力向上、栄養改善、歯磨き指導を行うことによって利用者の心身の状態の改善や悪化防止を図り、生活していくための身体機能の維持向上を目的とした予防重視のサービスを提供します。

「安心で快適な、明るく希望のある施設づくり」　―― 自立と生きがい ―――
の実現をめざして、悦びと情熱とゆとりをもって、地域の方々と共に、お年寄りやその家族がいきいきと暮らせるように支援していくことを目的とする

２．利用手続き等

ご利用者の介護保険証を月１回確認させていただきます。

３．施設の職員体制

各職員の配置は、定数或いは定数以上を配置いたします。

		業 務 内 容
施設管理者	1	施設での管理・運営
医師	1	利用者への医学的管理
看護職員	1	医療を含む管理
介護職員	4	利用者の介護・レクリエーション指導
理学療法士	2	理学療法とリハビリテーション指導
作業療法士		作業療法によるリハビリテーション指導
言語聴覚士		言語療法によるリハビリテーション指導
管理栄養士 栄養士	1	適切な献立、栄養指導、 食事の提供、管理
調理員	4	利用者への適切な調理
支援相談員	1	相談業務全般
事務員	2	施設管理と事務一般

介護予防通所リハビリテーション事業所は、介護老人保健施設美野里に併設されているため、配置される管理栄養士、栄養士、調理員、事務職員は、介護老人保健施設美野里の職員を兼務職員といたします。

４．介護予防通所リハビリテーション定員　　４０人（１単位）
　　通所リハビリテーション定員の中で対応する。

５．職務体制の確保
　　各単位ごと、通所リハビリテーション人員に関する基準により介護サービスの実施

６．サービス内容
　①　介護予防通所リハビリテーション計画の立案
　②　営業日及び営業時間並びに営業の範囲
　　介護予防通所リハビリテーションの営業日及び営業時間並びに営業の範囲は次のとおりとする。
　　・営業日　　日曜日、国民の祝日及び年末年始（12 月 30 日～1 月 3 日）を除く毎日
　　・営業時間　　８時３０分から１７時００分とします。
　　・サービス提供時間　　１０時００分から１６時０５分とします。
　　・送迎の範囲　　会津若松市（湊町、大戸町、河東町を除く）、会津美里町を基本とし、それ以外の地域の方はご相談ください。
　③　食事は原則として食堂でおとりいただきます。　　昼食　１２時００分から
　④　入浴　　一般浴槽で対応し利用者の入浴の介助をいたします。
　⑤　看護・医学的管理の下、介護をいたします。
　⑥　機能訓練（リハビリテーション、レクリエーション、生活リハビリ）を行います。
　⑦　口腔機能向上
　⑧　設備・備品の利用
　　介護予防通所リハビリテーション計画に基づいて理学療法士、作業療法士、介護福祉士・介護員のもとに利用することができます。
　⑨　栄養改善

７．利用料金
（１）　基本料金は、介護報酬の告示上の額のうち、負担割合証に記載された割合となります。
　　以下は１割負担の場合の金額ですので、詳細は利用料金表をご参照ください。
　①　事業所利用料（介護保険制度では、要介護認定等による要介護の程度によって利用料が異なります。以下は１日当たりの額です。）
　　要支援１　　２，２６８円
　　要支援２　　４，２２８円
　②　上記の利用料金に次の内容による加算が加算されます。
　Ａ　サービス提供体制強化加算（Ⅰ）
　　事業所利用料金に１月につき加算されます。
　　要支援１　　８８円
　　要支援２　　１７６円
　Ｂ　　栄養改善加算
　　低栄養状態又は低栄養状態のおそれのある方に、その改善等のための栄養計画を作成し栄養改善サービスを行った場合は、１月につき２００円加算されます。

C　介護職員等処遇改善加算　Ⅰロ

１月の介護報酬の１１１／１０００が加算されます。

D　長期期間利用減算（減算の該当となった場合のみ）

利用の属する月から１２月超となった場合減算されます。

要支援　１　１月あたり　１２０円減算

要支援　２　１月あたり　２４０円減算

E　科学的介護推進体制加算

科学的介護情報システム（LIFE）を活用しデータを提出することで１日につき４０円加算されます。

F　退院時共同指導加算

入院され退院するにあたり施設の医師、またはリハビリ職員が退院前カンファレンスに参加し利用者または家族と情報を共有、必要な内容をリハビリテーション計画に反映し指導を行った場合、６００円加算されます。

G　栄養アセスメント加算

管理栄養士が介護職員等と共同して栄養アセスメントを行った場合、１月につき５０円加算されます。

③　食費　　昼食　　７７０円

※食事形態が「刻み食」・「ソフト食」へ変更となった場合、50 円が加算されます。

（２）　その他の料金

①　日常生活費　　日額　　１００円（ご希望される方）

おしぼり　２５円　アカこすり　１４円　シャンプー　７円　リンス　５円

ボディーソープ　７円　入浴タオル　１１円　入浴バスタオル　３１円

②　教養娯楽費（クラブ活動をご希望される方、選択制です。）

習字クラブ　　１６０円　１回につき

手芸クラブ　　２００円　１回につき

③　オムツ代

はくパンツタイプ　　１５８円／枚

尿取りパット　　３７円／枚

（３）　利用料については、介護報酬の告示上の額とし、告示の変更があった場合は、その都度修正いたします。

（４）　支払い方法

①　毎月１０日までに、前月分の請求書を発行しますので、その月の２０日までにお支払いください。お支払いいただきますと領収書を発行いたします。

②　支払い方法は、現金及び銀行振込または、預金口座振替（郵便局、銀行他）の方法があります。利用申込時にお選びください。

（５）　被保険者が介護保険料の滞納等によって支払方法の変更を生じている間は、償還払いとし、事業所に対し全額を支払い、サービス提供証明書と領収書を保険者である市町村役場に提出して下さい。

８．事業所利用に当たっての留意事項

（１）　所持品の持込は、最低限必要な身の回り品の持参をお願いします。

（２）　原則、現金や貴重品を持込まないで下さい。

（３）　ペットは、人畜共通伝染病の面から、持込等はご遠慮願います。

（４）　食事については、献立を配布します。バランスのとれた食事を管理栄養士が提供しています。副食や菓子の持込みはしないようにお願いします。

９．非常災害対策

防災時の対応・・・・・自動転送システムにより消防署へ連絡。職員の自営組織により避難、消防等にあたる。

防災設備・・・・・・・避難誘導設備（玄関ホール掲示板に掲示してあります。）
防火不燃材、防火シャッター、防火戸、

防災訓練・・・・・・・月一回防災防火の注意、年一回消防防災避難訓練

防火管理者・・・・・・横山　貴之

１０．禁止事項

事業所では、多くの方に安心して療養生活を送っていただくために、利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は、禁止します。

１１．要望及び苦情等の相談

事業所で提供するサービスについての困りごと、苦情相談の担当者は支援相談員です。

月曜日～土曜日　　8：45～17：00

※ただし、日曜日・国民の祝日・年末年始 12 月 30 日～1 月 3 日を除く。

支援相談員：栗田　真希　　中島　和典　　石井　千夏　　通所リハビリ：鈴木　智

電話：０２４２－５６－５０００　　ＦＡＸ：０２４２－５６－５００４

責任者：施設管理者　　岩松　宏

施設内に備えつけられた「ご意見箱」もご利用下さい。

苦情解決委員会第三者委員が解決のお手伝いをいたします。

小柴 繁徳（特定社会保険労務士）・鈴木　富士子（看護師）

あなたのお住まいの市町村介護保険相談窓口及び福島県国民健康保険団体連合会
０２４－５２８－００４０も相談の窓口になっております。

１２．事故発生について

（１）　家族へ連絡します。

（２）　市町村、居宅介護支援事業所、又は地域包括支援センターへ連絡します。

（３）　事業所サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償いたします。

１３．個人情報保護

個人情報保護に基づいて個人情報の管理を徹底し、利用者の個人情報の取扱いについては、常に利用者の目的範囲かを確認し同意を得るものとする。情報の開示に当たっては、細心の注意を払い法の理念に則って行うものといたします。

１４．虐待の防止

利用者さんの人権の擁護に務め、虐待の発生、再発防止のため、指針を整備し委員会を定期的に開催します。また、虐待を防止するための研修会を６ヶ月に１回実施し、虐待防止を適切に実施するために担当者を設置します。

委員長　岩松　宏（医師）

委員　　薄玲子（看介護長）鈴木智（通所リハビリテーション所長）横山貴之（事務長）

１５．身体の拘束

当施設は原則として身体拘束は行いません。但し、生命または身体を保護するため等、緊急的にやむなく行う場合は当施設医師が態様、時間、心身の状況、やむを得なかった理由を診療録に記載します。

１６．業務継続計画

当施設は感染症や非常災害の発生時において、施設サービスの提供を継続的に実施するため業務継続計画を策定しており必要な措置を講じ実施いたします。

１７．第三者評価事業について

当施設においては、『福島県介護保険施設サービス評価事業実地調査』を受けております。

実施日：平成１７年１０月２５日

１８．その他

事業についての詳細は、福島県情報公表システム、医療法人明精会ホームページ、施設内に掲示しています。

附　則

第 1 条　この重要事項説明書は、平成 18 年 04 月 01 日から施行する。
第 2 条　平成 19 年 05 月 16 日改正施行する。
第 3 条　平成 21 年 01 月 05 日改正施行する。
第 4 条　平成 21 年 04 月 01 日改正施行する。
第 5 条　平成 21 年 06 月 01 日改正施行する。
第 6 条　平成 22 年 05 月 07 日改正施行する。
第 7 条　平成 24 年 02 月 01 日改正施行する。
第 8 条　平成 24 年 04 月 01 日改正施行する。
第 9 条　平成 25 年 04 月 01 日改正施行する。
第 10 条　平成 26 年 04 月 01 日改正施行する。
第 11 条　平成 27 年 04 月 01 日改正施行する。
第 12 条　平成 27 年 08 月 01 日改正施行する。
第 13 条　平成 28 年 04 月 01 日改正施行する。
第 14 条　平成 29 年 04 月 01 日改正施行する。
第 15 条　平成 30 年 04 月 01 日改正施行する。
第 16 条　令和 元年 10 月 01 日改正施行する。
第 17 条　令和 02 年 04 月 01 日改正施行する。
第 18 条　令和 03 年 04 月 01 日改正施行する。
第 19 条　令和 03 年 10 月 01 日改正施行する。
第 20 条　令和 04 年 04 月 01 日改正施行する。
第 21 条　令和 04 年 10 月 01 日改正施行する。
第 22 条　令和 05 年 04 月 01 日改正施行する。
第 23 条　令和 05 年 10 月 01 日改正施行する。（苦情相談担当者の変更）
第 24 条　令和 06 年 04 月 01 日改正施行する。（苦情相談担当者の変更、14.15 変更.16～18 変更追加）
第 25 条　令和 06 年 06 月 01 日改正施行する。（7.利用料金、加算内容の変更）
第 26 条　令和 07 年 04 月 01 日改正施行する。（11.苦情解決第三者委員の変更）
第 27 条　令和 08 年 04 月 01 日改正施行する。（7.③食費の変更）
第 28 条　令和 08 年 06 月 01 日改正施行する。（7.②C の変更）
第 29 条　令和 08 年 07 月 01 日改正施行する。（11.支援相談員の変更）
第 30 条　令和 08 年 08 月 01 日改正施行する。（7.③一部追加）